

平成二十九年六月二十七日受領  
答弁第四三〇号

内閣衆質一九三第四三〇号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出四国八十八箇所霊場と遍路道の世界文化遺産登録に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出四国八十八箇所霊場と遍路道の世界文化遺産登録に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねの「巡礼文化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、我が国における代表的な巡礼道の一つであると認識している。

二について

御指摘の「四国八十八箇所霊場と遍路道」については、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が平成二十年九月二十六日に取りまとめた「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」において、世界文化遺産登録に必要な顕著な普遍的価値を持つことを確実に証明することのほか、真実性及び完全性の証明のための指摘事項を確実に満たすことや適切かつ十分な保護のための特定の措置を講ずること等、多岐にわたる課題が示されたところであるが、現時点においてこれらの課題等の解決に向けた進展は見られていないものと承知している。